

報告第1号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

1 専第 13 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 381,240 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和元年 12 月 27 日
- 4 事 案 概 要 令和元年 8 月 14 日（水）午前 10 時 25 分頃に、交野市私部 2 丁目 29 番 1 号、交野市青年の家執務室、倉庫、ロッカー等の清掃整理を行っている中で、処分すべき不要物品を同青年の家駐車場内に区画を定めて仮置きしていたところ、突風に煽られ看板の一部であったベニヤ板が飛散し、同青年の家駐車場に駐車していた相手方車両に当たり、損傷させた。
- 5 そ の 他
- |           |           |
|-----------|-----------|
| 相手方車両修理費等 | 381,240 円 |
| 施設賠償責任保険額 | 381,240 円 |
| 市持出額      | 0 円       |

令和元年 12 月 27 日

交野市長 黒 田 実